

12月1日~7日 TOKYO 交通安全キャンペーン

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全な通行の確保

保護者の方へ

子どもの交通事故が多く発生しており、飛び出しが原因になることが多くなっています。日頃から正しい交通ルールとマナーを教えるとともに、手本を示していただくようお願いします。

高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。慣れた道でも常に十分な安全確認を行うとともに、交通ルールは絶対に守りましょう。

歩行者の方へ

横断歩道を渡る時には、青信号でも右・左・右と確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶と歩行者の保護など安全運転意識の向上

飲酒運転などの悪質・危険運転はやめましょう

飲酒運転の恐れのある人に対する車両や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為は罰せられます。また他の車両などの通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為(いわゆる「あおり運転」)は「妨害運転罪」として処罰の対象です。

歩行者などに対する保護意識を高めましょう

交通事故による死者のうち、歩行中に犠牲となった方が最も多くなっています。

全ての運転者は、歩行者などを事故から守るという意識をもって運転しましょう。交通ルールを守り、「思いやり・ゆずりあい」の気持ちとゆとりを持った安全運転に努めましょう。

自転車の交通事故防止

自転車も夕暮れ時は早めに自転車のライトを点灯し、反射材を活用して自分の存在をアピールすることが交通事故防止につながります。

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守り、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認を徹底するなど、交通ルールを遵守しましょう。また、二人乗り・飲酒運転・傘差しなどの片手運転・イヤホンやスマートフォンなどの使用は禁止されています。



二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えています。交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、車間のすり抜けや無理な追い越しをしないなど、安全運転を心掛けましょう。

また、ヘルメットの顎ひもをしっかりと締め、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

違法駐車対策の推進

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になります。車で外出する前にあらかじめ外出先の駐車場所を確認し、駐車場やパーキングメーターを利用しましょう。



問い合わせ

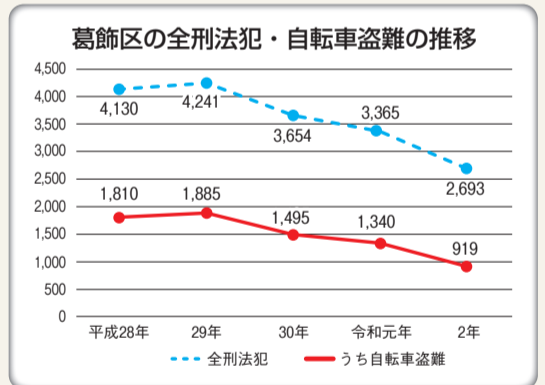
亀有警察署 ☎03 - 3607 - 0110
葛飾警察署 ☎03 - 3695 - 0110



鍵 掛けてますか? 自転車盗難に注意!

区では、条例で自転車の鍵掛けを義務化しています。「自分の自転車は自分で守る」という防犯意識を持ち、自転車には必ず鍵を掛けて、盗まれないようにしましょう。

【担当課】 交通政策課交通安全対策担当



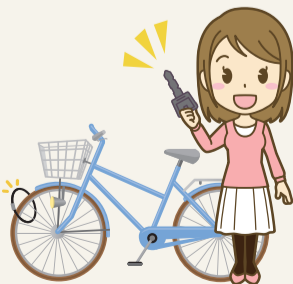
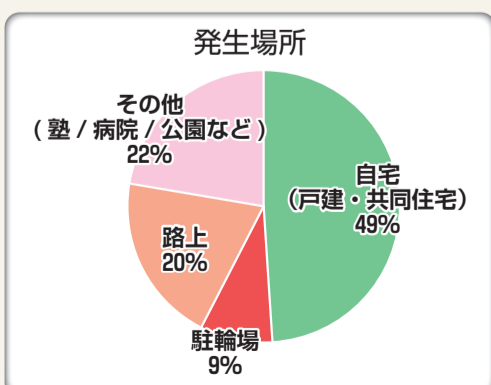
自転車盗難はどこでも発生します

路上に放置をしたり、自宅や駐輪場などでも鍵を掛けていないと、どんな場所でも簡単に盗まれてしまいます。盗難にあった自転車の半数以上が無施錠でした。自転車から離れる時はわずかな時間でも必ず鍵を掛けましょう。

令和2年 区内の自転車盗難件数

919件 (前年から**421件**減少)

[亀有・葛飾警察署、警視庁統計資料]



自転車盗難に遭わないために

- ▶必ず自転車防犯登録をする。
- ▶自転車から離れる時はわずかな時間でも鍵を掛ける。
- ▶種類の違う鍵を組み合わせると防犯効果を高める(ツーロック以上が効果を発揮)。
- ▶防犯対策がしっかりとられている駐輪場を利用する。
- ▶駐輪場の構造物に固定して自転車が動かないようにする「地球ロック」を実施する。

※路上に止め、ガードパイプなどに固定することは絶対にやめましょう。放置自転車と認定した場合は、警告後に切断して撤去します。

盗難に遭った場合はすぐに警察へ届けましょう

亀有警察署 ☎03 - 3607 - 0110
葛飾警察署 ☎03 - 3695 - 0110

※盗難届を提出する前に、盗難に遭った自転車が放置自転車として撤去された場合、返還の際に3,000円の手数料が必要になります。